

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造) 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 一
- (西部創造) 二
- (西部創造) 二
- (西部創造東松山支所) 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (北部創造) 二
- 県庁舎等の清掃・警備等業務委託 (本庁(第二庁舎)地区)の随意契約の相手方に関する公示 (管財課) 三
- 県庁舎等の清掃・警備等業務委託 (東E地区)の随意契約の相手方に関する公示 ( ) 三
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課) 三
- 都市計画事業の事業計画変更認可 (道路街路課) 三
- 春日部都市計画市場の変更に係

る図書の写しの縦覧

- 羽生都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 三
- 越谷都市計画道路の変更の案の縦覧 ( ) 三
- 桶川都市計画用途地域の変更 ( ) 四
- 川越都市計画下水道の変更 (下水道課) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 四
- ( ) 四
- 教育関係庁舎清掃・警備業務に関する契約者等の公示 (教委・財務課) 四
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 五
- ( ) 五
- ( ) 五
- (東松山県土) 五

## 告示

### 埼玉県告示第七百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NP活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

この法人は、障害のある方、高齢者に対し、生活に関わる介護、支援サービス提供を行い、その方たちが自立し、自分なりに楽しく豊かに暮らせ、ほっと安心のできる社会を目指し、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 埼玉県告示第七百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NP活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NP情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月二十六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エンジョイ・パートナーほっと
- 三 代表者の氏名 下里 晴朗
- 四 主たる事務所の所在地 埼玉県北本市高尾六丁目一三七番地
- 五 定款に記載された目的

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月四日
- 埼玉県知事 上田 清司

平成十九年十一月二十七日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人インターメディアカル

三 代表者の氏名  
鈴木 達弥

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市霞ヶ関東五丁目八番地

五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障害者の人格と人が人として尊重される地域社会の構築を目指し、精神障害者が地域で生活するための就労支援に関する事業を行うことによつて、精神障害者の地域における自立と社会活動への参加の促進に寄与することを目的にする。

埼玉県告示第七百六十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

インターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月四日  
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブ

三 代表者の氏名  
香西 敏男

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県人間郡越生町越生東三丁目一番三

五 定款に記載された目的  
この法人は、成年後見人制度等の活用を図りながら、高齢者・障害者等(以下「利用者」という。)の人格を尊重し、「安心して健やかな生活ができるノーマリゼーション理念の実現」に向け、福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百六十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びに

で、同条第二項の規定により公告する。  
なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

平成十九年十二月四日  
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人ボランティア活動市民の会

三 代表者の氏名  
島田 豊

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県東松山市箭弓町二丁目十二番七号

五 定款に記載された目的  
この法人は、路上生活者(ホームレス)や生活困窮者が、人間らしい生活を取り戻せるよう、宿泊及び労働の場など、自立に向けて踏み出すための環境を整えることによつて、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第七百六十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十二月四日  
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日  
平成十九年十一月十四日

二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人彩北・文化と福祉の街

三 代表者の氏名  
松原 真治

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢二二二

百十二番地二

五 定款に記載された目的  
この法人は、在宅で援助が必要な障害児者やその家族、その他手助けを必要とする人々に対して、住民参加と助け合いの精神のもとに、地域に根ざした生活支援サービスを行い、すべての人々が豊かに暮らせる文化的な地域社会作りと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第七百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
本庁(第二庁舎) 地区清掃・警備業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理 担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年9月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社むさしビルクレーナー 埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目3番9号

- 5 契約金額  
12,652,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

埼玉県告示第七百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
東区地区清掃・中央監視業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部管財課総務・庁舎管理 担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年9月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
東京ワックス株式会社 埼玉県深谷市上野台2920番地
- 5 契約金額  
5,344,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

埼玉県告示第七百六十五号

次に掲げる病院は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地
東松山市立市民病院	東松山市大字松山二二九九二

埼玉県告示第七百六十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成十五年埼玉県告示第八百十五号で告示したさいたま都市計画道路事業(さいたま市施行)の事業計画の変更を認可したので同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 事業施行期間  
平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

- 二 変更に係る事業地
  - イ 収用の部分  
変更なし
  - ロ 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第七百六十七号

春日部市から春日部都市計画市場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

- 一 都市計画の種類及び名称  
羽生都市計画道路三・四・七号上新郷宿通線及び三・四・八号北部幹線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
(三・四・七号上新郷宿通線)

イ 追加する土地の区域  
なし

ロ 削除する土地の区域

羽生市大字上新郷字町並、字上宿及び字上出口、字中新田西の各一部  
(三・四・八号北部幹線)

イ 追加する土地の区域

羽生市大字上新郷字上宿の一部

ロ 削除する土地の区域

羽生市大字藤井上組字北藤井及び字鶴指の各一部、羽生市大字尾崎字塚原の一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所及び羽生市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十二月四日から平成十九年十二月十八日まで

埼玉県告示第七百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・四・二十八号

花田大吉線

二 都市計画を変更する土地の区域  
(三・四・二十八号花田大吉線)

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

越谷市大字大吉字以前のの一部

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所及び越谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成十九年十二月四日から平成十九年十二月十八日まで

埼玉県告示第七百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、桶川都市計画用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七十一号

川越市長から川越都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十月三十日

指令本整第二一〇四〇〇三八二号

二 検査済証番号

平成十九年十一月二十八日第八十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

児玉郡美里町大字北十条字稲荷面四五六 外一九筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

深谷市宿根一九番地

埼玉県告示第七百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

権田機工株式会社  
代表取締役 権田 昇

埼玉県告示第七百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

平成十九年十一月八日

指令東整第一八〇一九三一号

二 検査済証番号

平成十九年十一月二十九日第八十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字伊草字飯島前七七二一、七七三一、七七三二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字伊草七七三二四 有限会社 大島商店

代表取締役 大島 昇

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第七百七十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成十九年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量  
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県教育庁教育総務部財務課契約担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成19年9月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 契約金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

整理番号	購入等件名及び数量	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額
1	(県北B地区) 一式	有限会社戸口工業 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川462-1番地	9,660,000円
2	(体育施設地区) 一式	株式会社サイオー 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号	5,880,000円

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十

二 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号  
平成十九年三月十四日  
指令飯整第一五〇二五三一号

- 二 検査済証番号  
平成十九年十一月二十七日  
飯整第一九〇〇二八号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡越生町大字津久根字南中堀六四一番五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
入間郡越生町大字津久根一五番地一株式会社 埼越  
代表取締役 仲 晃良

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十

三 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号  
平成十九年三月二十日  
指令飯整第一八〇〇五九〇号
- 二 検査済証番号  
平成十九年十一月二十七日  
飯整第一九〇〇二九号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡越生町大字津久根字南中堀六四一番三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
入間郡越生町大字津久根一五番地一

株式会社 埼越  
代表取締役 仲 晃良

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第六十

四 号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号  
平成十九年十一月二十二日  
指令飯整第一九〇〇三三一号
- 二 検査済証番号  
平成十九年十一月二十八日  
飯整第一九〇〇四五号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称  
入間郡毛呂山町大字下川原字久保裏二四三番三、四、五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂戸市西坂戸三丁目二番一八号  
久保田 備生

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百

五十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

で、公告する。

平成十九年十二月四日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成十九年十一月十三日

第一九〇一一四〇号

二 検査済証番号

平成十九年十一月二十八日

第一九〇一一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字月輪字上ノ山一五

四八―五四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪七九四番地四

林 崇裕

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉県 埼玉県警サービスセンター http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇二(代表)